

ボリビア大統領選挙後の政情不安とやり直し選挙

了泉庵 達士

2019年10月20日に実施された大統領選挙の最終結果公式発表では、与党 MAS（社会主義運動党）のモラレス大統領が47.08%の得票率で、36.51%のメサ元大統領に10%以上の差を付け、第1回投票で勝利した。一方、選挙の開票プロセスにおける不正疑惑を契機として、ボリビアの政情は急激に不安定化し、全国各地でモラレス政権支持派と反モラレス政権派による抗議活動や道路封鎖、そして双方の抗議団体間や警察との間で衝突が生じた。10月31日からOAS（米州機構）の選挙監査チームによる監査作業が開始されたが、国内の社会的騒擾が急速に拡大、激化したことを受け、11月10日にモラレス大統領は辞任を表明し、メキシコに亡命した（その後、アルゼンチンに亡命）。この結果、権力の空白が生じ、治安が急速に悪化する中、11月12日、アニェス上院議員（第二副議長）が上院議長に、そして大統領に暫定的に就任した。2020年1月には、新たな選挙日程が公示された。

この間の社会的騒擾により死者35名、負傷者832名が発生した。以下、その経緯を振り返るとともに、2020年5月に予定される新たな選挙の見通しについて紹介したい（3月26日、新型コロナウイルスの影響で総選挙を6月7日～9月6日の間に延期する法案が国会に提出された。）。

大統領選挙前の動向

2019年10月の政情不安を分析するためには、2016年2月21日の国民投票まで遡る必要がある。2009年に公布された新憲法は、大統領の任期は連続2期までと規定しているため、3期目の再選を目指すモラレス大統領は、憲法改正のための国民投票を実施した。国民投票の結果は、賛成48.70%、反対51.30%となり、僅差で憲法改正が否決された。にもかかわらず、2016年12月のMAS全国党大会においては、モラレス大統領の再出馬が決定された。その後、2017年11月、憲法裁判所は、米州人権規約第23条「いかなる人も選挙で選出される権利を有する」との規定が、連続3選を禁止する憲法第168条よりも優位に立つとの根拠により（憲法第13条第4項は、人権

関連の国際条約は国内法規に優位に立つと規定）、大統領ほかの「無期限再選」を認める判決を発出した。

2018年12月TSE（最高選挙裁判所）は、17年11月の憲法裁判所判決が16年2月の国民投票の結果よりも優位に立つとして、モラレス大統領の再立候補を認める決定を行った。同判決の発出前後から、反モラレス派市民・団体は、国民投票が実施された日（2016年2月21日）を示す「21F」及び「ボリビアはノーと言った」をスローガンとして、全国各地で大規模な抗議活動を継続的に実施した。

もう一点特筆されるのが、四権の一角を成すTSEに対する不信感の増大である。選挙裁判所の職員は全国で約千名いるが、2018年以降、TSE幹部及び職員の辞職及び解雇が相次ぎ、18年は約70名、19年は5月までに約50名が辞職又は解雇された。18年10月にはウリオナ長官及びエクセニ副長官が、「TSEの最高意思決定機関である大法廷において、重要な問題に関する意思決定が行えなくなる状態に陥った」との理由により辞任した。TSE判事は国会が選出するが、上・下両院でMASが3分の2以上を占めているため、TSEの7判事のうち、チョケTSE長官を含む5判事がMASに近い判事と見られていた。また、幹部職員が辞職した情報通信技術局と選挙プロセス局は、選挙関連データの登録や集計作業を所管する部署であるため、選挙結果が操作されるおそれがあるとの見方が広まった。

以上が2019年10月21日以降の社会的騒擾の直接的な契機となったが、その背景として、06年以降約14年続いたモラレス政権に対する反発が挙げられる。反モラレス派は、モラレス政権が、国会で3分の2以上の議席を有するMASを通じ、行政府のみならず、立法府、司法府も押さえ、政権に有利となるような各種施策や反MAS派の政治的迫害を行っており、このような権威主義的かつ恣意的な手法によって民主主義が危機に瀕していると訴えた。また、先住民基金を巡る汚職事件を始め、数多くの汚職事件及び疑惑が政権批判を強めた。

一方、モラレス政権は、反ネオリベリズムを掲げ基幹産業の国営化等を推進したが、2014年半ばま

で続いた一次産品の国際価格高騰の恩恵もあり、政権期間の平均 GDP 成長率は約 4.9%、一人当たり GDP は約 1,000 米ドルから約 3,400 ドルに増加、極貧層は 38% から 15% に低下、最低賃金は 55 ドルから 300 ドルに増加し、中間層が拡大する等、マクロ経済政策では成功を収めた。2019 年 10 月の大統領選挙では、メサ元大統領も、モラレス政権の経済政策を基本的には踏襲すると述べていることから、経済政策や貧富の格差が今次の社会的騒擾の背景となったとは考えられない。

モラレス大統領辞任までの経緯

10 月 20 日の投票日には、執筆者も複数の投票所で選挙監視を行ったが、国内・国際選挙監視団による監視の下、暴力的行為は発生せず、投票自体は平穩裡に実施された。(写真 1) 問題が発生したのは投票終了後である。TSE は 20 日 19 時 40 分、開票率 83.76% の時点で、TREP (開票結果送信システム) による暫定開票結果を公表した (モラレス大統領 45.71%、メサ元大統領 37.84%)。

憲法上、1 回目の選挙において、50% + 1 票を獲得した候補がいなかった場合、又は 40% 以上を獲得しかつ次点候補との間に 10% 以上の得票差をつけた候補がいなかった場合、45 日以内に上位 2 名による決選投票が実施されると規定されている。

20 日 20 時 30 分、メサ元大統領は、TREP の暫定結果及び二つの民間団体による出口調査結果 (モラレス大統領 43.9 ~ 44%、メサ元大統領 38.7 ~ 39.4%) を踏まえ、決選投票に進むとの勝利宣言を行った。この宣言に触発されたものと思われるが、21 時 30 分には、モラレス大統領も勝利宣言を行った。一方 TSE は、20 日 19 時 40 分の TREP の開票結果の公表後、データの更新を丸一日中断した。21 日 19 時頃に更新が再開された時 (開票率 95.63%) には、そ

れまでの傾向が変動し、モラレス大統領がメサ元大統領に 10% 以上の差を付けていた (モラレス大統領 46.87%、メサ元大統領 36.73%)。10 月 21 日、OAS はプレスリリースを発出し、TREP の開票結果が大きく変動したことは説明困難であると指摘した。23 日、OAS 選挙監視団は暫定報告書を提出し、今次選挙手続における各種問題を踏まえ、決選投票を実施するのが最良の選択肢であると勧告した。

TREP の公表中断を契機に、開票プロセスに不正があったとして、ボリビア全土において反モラレス派による抗議活動が発生した。(写真 2) 複数箇所では暴動に発展し、県選挙裁判所の建物や投票箱の放火、MAS 関係者への脅迫や自宅の放火等が発生し、数多くの政府高官等が辞任を表明、治安が急速に悪化した。

10 月 21 日モラレス大統領は、選挙不正疑惑に関連した批判を受け、OAS による監査を要請し、同監査結果に「法的拘束力」を持たせるとの OAS 側の条件を飲み、31 日から監査チームによる作業が開始された。一方、21 日、メサ元大統領は、OAS の監査結果を受け入れないとの声明を出した。11 月 1 日、TSE の全判事は、選挙の公式最終集計結果を採択・署名し、モラレス大統領の勝利が確定した。

11 月 2 日、カマチョ・サンタクルス市民委員会委員長がサンタクルス市内の大集会において、モラレス大統領に 48 時間以内の辞任を求める最後通牒を突きつける、国軍に対しては、市民の側に立つよう求める書簡を発出する、と述べたことが大きな転換点となった。この発言は反モラレス派を大いに勇気づけ、全国各地における抗議活動が拡大、激化し、連日、警察やモラレス支持派との衝突が発生し、負傷者数が急増した。

11 月 8 日夕刻、ボリビア国家警察コチャバンバ県本部機動隊が造反したことを契機として、9 日までに全 9 県の県本部において造反が発生した。11 月 9 日午後、モラレス大統領は、カトリック司教会議ほ



写真 1: 投票所における開票作業 (2019 年 10 月 20 日)
(写真はすべて執筆者撮影)



写真 2: ラパス市内における抗議活動 (2019 年 10 月 23 日)



写真3:「モラレス前大統領は独裁者」のチラシが貼られた最高選挙裁判所
(2019年11月12日)

かの助言に基づき、野党との緊急会合を呼びかけたが、即時に拒否された。10日早朝、アルマグロ OAS 事務総長は、選挙の無効及び新たな TSE 判事による新たな選挙の実施を勧告した。カトリック司教会議も、モラレス大統領に対して選挙のやり直しを助言した。その直後、モラレス大統領は選挙のやり直しを発表したが、反モラレス派は即時に拒否し、同大統領の辞任を求めた。

11月10日午後、カリマン国軍総司令官及びカルデロン国家警察長官は、モラレス大統領に対して辞任を助言した。同大統領の最大の支持母体の一つである労働総連も同様に辞任を助言した。その直後、モラレス大統領は、ラパス市から自身の支持母体のあるコチャバンバ県チャパレ地方に大統領専用機で移動し、ガルシア・リネラ副大統領と共に辞任を表明するに至った。12日、同大統領はメキシコに政治亡命した。(写真3)

アニェス暫定大統領の就任

11月10日午後にモラレス大統領が辞任を表明したことにより、一時的に権力の空白が生じた。警察も全ての県本部で造反が発生したため、十分な治安維持機能を発揮できず、10日夜以降、治安は急速に悪化した。12日、アニェス上院第二副議長（野党国民統一党）は、上院が定足数（議席数の過半数）を満たさない中、上院規則第41条（上院議長及び第一副議長が不在の場合、第二副議長が上院議長に就任する）に基づき上院議長に就任、直ちに上・下両院本会議を招集し、憲法第169条第1項（大統領が不在となる場合、副大統領、上院議長、下院議長の順番で継承する）及び第170条（大統領が死亡、辞任、不在等となる場合、大統領職を停止する）に基づき暫定大統領に就任した。これに先立ち、同日、憲法

裁判所は、2001年7月31日付憲法宣言第0003/01号を引用し、大統領継承においては、憲法第169条第1項が適用されるべきとの声明を発出した。

11月13日、アニェス暫定政権が発足した。暫定政権の主要目的は、国内の治安回復と新たな選挙の実施である。前者については、11月23日以降、アニェス暫定政権と前政権支持派抗議団体との間で協議が断続的に行われた結果、25日に合意に達し、「和解のための合意文書」が署名された。これを契機として、全国各地における抗議活動及び道路封鎖は急速に収束し、治安が改善した。

11月24日、10月20日の選挙を無効として新たな選挙を実施する、TSE 及び県選挙裁判所の新たな判事を選出するとの内容の法律が公布された。TSE 判事7名のうち大統領に任命権のある1名について、11月25日にロメロ氏が任命され、12月18日、国会において残り6名が選出された。12月20日、ロメロ判事は TSE 長官に選出された。

新たな大統領選挙と新政権の課題

2020年1月6日、新たに選出された TSE 判事により新たな選挙日程が公示され、5月3日の1回目の選挙実施が確定した（決選投票がある場合は6月14日に実施）。1月24日、反 MAS 派の大統領候補が複数出馬することにより、票が分散することを危惧したアニェス暫定大統領は、大統領選挙への立候補を表明した。その際、暫定大統領職にある者の大統領選挙への立候補は、法的に問題がないことを明らかにしたが、大統領選挙には立候補しないとの従前の約束に反するとして、同日以降、アニェス暫定大統領の立候補に否定的な意見が大きくなりつつある。2月1日、反 MAS 派大統領候補がサンタクルス市に結集し、反 MAS 統一候補の擁立を試みたが、失敗に終わった。2月3日、9つの政党及び政党連合の大統領、副大統領候補及び国会議員候補が TSE に登録された。主な大統領候補の支持率は、表のとおり。

いずれの候補が勝利したとしても、政治的には、2

表：2020年2月23日公表の Mercado y Muestra 社の世論調査結果
(未定・不明除く)

政党・政党連合名	大統領候補者	支持率 (%)
MAS (社会主義運動党)	アルセ前経済・財政大臣	32
政党連合「市民共同体」	メサ元大統領	23
政党連合「フントス」	アニェス暫定大統領	21
政党連合「私達は信じる」	カマチョ前サンタクルス市民委員会委員長	15
	その他候補	9

分化された国内の融和及び安定的な政権運営が最重要課題となると考えられる。特に、現時点で、国会ではいずれの政党又は政党連合も過半数の議席を獲得できる見込みはなく、政党間の協力関係が成立しなければ、法案採択が滞ることとなる。

経済的には、2014年半ば以降の一次産品国際価格の下落に対して、モラレス前政権は、外貨準備の取崩し、国際機関・外国からの借款の増加及び国債発行により対処してきた。現在、外貨準備高は対GDP

比約20%まで減少(2014年約155億ドル→2020年約64億ドル)、対外債務は対GDP比約25%に増大(2007年約22億ドル→2018年約102億ドル)、2015年以降財政赤字が継続している(対GDP比2018年8%、2019年9%)。また、主要輸出品である天然ガスの輸出量が継続的に低下する状況において、次期政権が、どのような経済政策を採るのかが注目される。

(りょうせんあん たつし 在ボリビア日本大使館参事官)

ラテンアメリカ参考図書案内



『浮島に生きる - アンデス先住民の移動と「近代」』

村川 淳 京都大学学術出版会

2020年3月 408頁 4,800円+税 ISBN978-4-8140-0267-2

ペルーとボリビア国境の標高3,810mにある大湖ティティカカのペルー側の町プノ湾に、トトラ(葦)を刈り定期的に積み上げて作られた浮島ウロス島がある。住民はトトラの舟で移動し、漁撈と交易を生業にしていたが、浮島が観光化していく過程で人々の生活は大きく変化し、土地問題、移動、先住民をめぐる国家との関係等で問題が生じている。

本書ではまず、ペルーの地理的概況の中で土地問題、移動、先住民をめぐる問題構成を整理し、浮島が土地闘争の一大中心地であった湖岸一帯の歴史的特質、湿地帯に暮らす移動民の自治運動の展開、移動する浮島という独自圏域としての水上交通の再編、浮島の観光化と交易活動の再編を貨幣系の流れから見て、さらにペルーの国民登録制度、徴兵など、近代国家による浮島生活者への介入、観光客が持ち込んだ貨幣による眩惑とフジモリ政権下での国家主導によるマイクロクレジットの普及、浮島における自然資源利用と保護区管理など、人々は主体的に縛られ身動きが取れなくなってきた実態を明らかにする。

部外者には警戒感が強いボリビアの人々の中に入り込み、2004～10年の間断続的に9世帯と寝食を共にし、周辺の人たちからも聞き取りしてまとめた、浮島をめぐる人々の生活の変化を異なる視点から解析した労作。全ページ上質紙を使い写真、図版も見易い。著者は、ラテンアメリカ地域研究者で京都大学、滋賀大学等非常勤講師。 (桜井 敏浩)